## コロナ禍とグローバル化した私たちの社会 (2)

# 技能実習生は「労働力」?「労働者」? ~新型コロナがあぶり出した制度の歪み~

うめもと ち さ こ <sub>日本語教師</sub> 梅本 千佐子

昨年秋、群馬県はじめ、北関東の各地で家畜や 果物の大量窃盗事件が相次ぎ、テレビニュースで、 防犯カメラに記録された子豚を2人がかりで運び 出す犯行の模様も映し出された。

群馬県警は一連の事件をベトナム人たちの仕業とにらみ、太田市の一軒家で共同生活をするベトナム人の男女13人を、別件の「入管難民法違反(不法残留)」容疑で逮捕。また別の4人については、同市の自宅アパートで許可なく子豚を解体したとして「屠畜場法違反」容疑で、館林市に住む男女2人については、豚の肉や内臓をSNSを通じて無許可で販売したとして「食品衛生法違反」容疑で逮捕するなど、次々と摘発を行った。

子豚や鶏を農場から盗んで、アパートの浴室で解体し、在留ベトナム人相手に売りさばく――容疑者らが使っていたSNSに、解体された肉の写真入りで買い手を募る投稿が相次いでいたとの報道もあり、世間はざわついた。ベトナムで長らく暮らしていた私は、一部の素行の悪い人間のせいでベトナム人全体が偏見をもたれ、日本で肩身の狭い思いをすることになるかもしれない――と苦々しく感じたものだ。

群馬県内での被害は明らかになっただけでも、 豚720頭、鶏140羽、梨5,700個と甚大であり、他に 茨城県、栃木県、埼玉県などでも被害が確認され た。一連の事件の全貌は未だ不明なままだが、横 つながりのある大規模な組織的犯行ではなく、複数グループによるものとみられている。

#### 家畜窃盗事件の背後に

外国人技能実習制度の闇

事件を調べていくうちにわかったことは、在留 ベトナム人の不心得者たちが窃盗事件の捜査の網 に引っ掛かったというような単純な話ではなく、 外国人技能実習制度の闇が背後にあるということ だ。報道によると、逮捕されたベトナム人の多く は、かつて全国各地の様々な職場で技能実習生と して働いていて失踪した者たちである。実習先を 逃げ出して知り合いやブローカーの斡旋で建設現 場や工場などの日雇い仕事に就き、そこから収入 を得て、在留期限が切れたのちも日本に残留。し かし、新型コロナウイルスの拡大で仕事がなくな り、経済的に困窮し、SNSなどから情報を得た ベトナム人コミュニティを頼って群馬県に集まっ たものとみられる。異国で同胞同士が身を寄せ合 って暮らし、生計を立てるために家畜や果物等の 盗みを繰り返していた可能性がある。

技能実習生と言えば、1993年に制度が始まって 以来、中国人の数が首位を占めていたが、2016年 以降はベトナム人が最多となった。実習生の総数 は2019年末時点で約41万人(2014年の2.5倍)。そ **\*** 

の半数となる約21万人をベトナム人が占める。中 国では経済発展に伴い賃金水準が上昇し、日本で 働くメリットが薄れて技能実習の希望者が次第に 減少。対するベトナムはブルーワーカーの月の平 均賃金が約3万円であり、日本の最低賃金で働い たとしても、自国で得る賃金の数倍になることか ら、年々、日本行きを希望する者が増えてきた。 また日本の企業側でも、"真面目で素直(従順)に よく働く"との好イメージで、ベトナム人実習生 を歓迎。近年、受け入れを急拡大させてきたこと がこの数字に表れているのだろう。

技能実習生は今や日本全国津々浦々で、日本経済を下支えする存在として活躍している。昨年9月に九州地方を襲った台風10号によって、宮崎県椎葉村で土砂崩れが起き、建設会社の社屋と社長宅が流された事故では、2人のベトナム人技能実習生も犠牲になった。報道に接した折、異国の地で遺体となって発見された若者と行方不明のままの若者、そして遺族の無念さを思うとともに、こんな山間の村にまで来ていたのか――と胸に迫るものがあった。

実習生の失踪も増えている。出入国在留管理庁によると、2019年の実習生の失踪者数は2014年の1.8倍となる8,796人。うち7割の6,105人はベトナム人で、2014年に比べ、6倍の多さである。ベトナム人技能実習生21万人の中で34人にひとりが失踪した計算になる。これは看過できない数字だ。

なぜ彼らは失踪するのか?理由に挙げられるのが、「劣悪な労働環境や不当な待遇に耐えかねて」ということだが、言うならば、来日前に抱いていた先進国日本に対する憧れ、"親切で優しい日本人"のイメージ、お金を稼ぐことへの期待等々が、いざ与えられた実習先(勤務地)での生活が始まると、過酷な現実に直面して裏切られてしまうということだろう。残業が多くて労働時間は長いし、なのに賃金の支払いが遅れたり、残業手当が適正

に支払われなかったり、いろいろ(宿舎費のほか、税金、年金の保険料、各種社会保険料など)引かれて手取りは思ったより全然少ないし、上司は厳しくて、仕事の指示や注意されたことの意味がわからなくてまごまごしていると「バカ!」だのと怒鳴られるし、仕事をミスすると殴られるし、職場の日本人との仕事以外でのつきあいはほとんどないし、地域社会になじめないし――等々。不安と孤独感から精神的に追い詰められて逃避行動に至るものと推測される。

それじゃ、失踪の責任はすべて日本人の実習受け入れ企業の側にあるのか?「当該実習生にはきちんと正当な賃金を払い、親身になって仕事と生活両面のサポートを行って信頼関係を作ってきた"つもり"だ。だが、仕事の担い手としての今後に期待していた矢先に突然姿を消してしまった」と嘆く経営者もむろんいる。SNS上の甘言につられて実習先から逃げ出し、ブローカーに多額の手数料を払って安易に不法就労の道に入る者も中にはいるだろう。

実習生のほとんどは、来日に際して現地の送り出し機関(ベトナムでは約400社もある)に支払う80~100万円超の費用を銀行や親戚等に借りて工面している。その内訳は、渡航費、現地での日本語学習ほか事前研修費用、研修期間中の寮費、在留資格申請手続き費用、仲介手数料などである(ベトナムの法律では日本円で総額40万円ほどしか徴収できないことになっているが、ほとんどの送り出し機関がそれを守らず、実習生に多額の費用を請求して暴利を得ていると言われている。請求金額が妥当なものかどうか、検証する必要は大いにあるだろう)。

実習生は来日後、借金の返済と留守家族の生活を助けるために、月々の給料の中から自らの生活費等をわずかばかり残して、母国へ送金するのが彼らの責務だ。だが、"約束されていると思った"

期待通りの金額が受け取れず、わずかしか送金できなくて、この先の実習生活に希望が持てないと感じたら――。少しでも収入の多い仕事場を求めて失踪を決意し、やむにやまれぬ思いで実行に

移す者が多数いるのだ。

失踪者は「自らの意思で技能実習生としての在 留資格を放棄した」とみなされ、不法就労の働き 口がなくなって困窮したからといっても、なんら 公的支援の手は差し伸べられない。病気やけがを しても健康保険制度を利用できないため、病院に 行くこともままならない。昨年春、日本政府が新 型コロナウイルスの経済対策として国民のみなら ず在留資格を有する外国人をも対象にして、ひと り10万円の「特別定額給付」を行ったが、むろん 彼ら失踪者は受け取ることができなかったはずだ。 こうして行き詰まった彼らは過酷な選択を余儀な くされる。自ら出入国在留管理官署に出頭して「不 法残留(オーバースティ)」のみの場合は「出国命 令(これによって出国した者は、1年後にまた入 国できる)」を待つか、不法就労などを伴う場合は 「退去強制処分」が執行されるまでの間、東西2 か所の入国管理センターに収容されるか、あるい は犯罪に手を染めて発覚し、逮捕されるか―――。

失踪者を出した企業には、制度を管轄する「外国人技能実習機構」が抜き打ち的に監査に入り、 失踪が受け入れ企業の責に帰すことが明白な場合 (労基法違反や人権侵害など)は企業に対して「実習生の受け入れ停止」が命令される。また、国の認可を受けて海外から実習生を受け入れ、国内の企業に紹介している「監理団体」(全国に約3,000存在)に対しても、受け入れ企業が実習を適切に行うように監理する責任を十分果たしていないと認定した場合は、「資格停止措置」が科せられる。 実習生の母国の送り出し機関で大規模なところは、日本に駐在員を配置して実習生への支援と共に失踪防止の監視を行っていると聞くが、果たして効 果を発揮しているのかどうか――。

#### 法に違えて「雇用調整の手段」に される外国人実習生

新型コロナウイルスの感染拡大で、世界各国の例に違わず、わが国でも非正規労働者の雇止めや解雇の問題が深刻化している。技能実習生も実習先が倒産したり、経営難で解雇されて、同時に住まいもなくなり、母国への帰国便も閉ざされている中で、行き場を失う事例が相次ぐ。厚生労働省によると、2020年9月25日時点で、新型コロナウイルスの影響で解雇された実習生は約3,700人。それから4カ月経過した現在、第2次の「緊急事態宣言」実施下にあって、解雇者はさらに増えていると思われる。

とかく問題点が指摘されてきた外国人技能実習制度を改善するために、政府が2017年に新法として施行した「技能実習法」第3条2項には、「技能実習は労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と定められているが、実態は有名無実であり、コロナ解雇はその典型と言える。

企業の中には、解雇したにも関わらず、当該実習生に「自己都合退職」と無理やり書面へ書かせるという悪質な例が相次いでいるという。「会社都合による解雇」とすると、今後国の認可が受けにくくなることや事後のトラブルを恐れて、会社側は「自己都合」にしたがるのだ。

国は実習期限を終えたものの、新型コロナウイルスの影響で帰国できない技能実習生や、会社の事情で解雇され生活に困窮している実習生への救済策として、在留資格を「特定活動」に変更して農業、漁業、介護など14業種に転職し、最大1年間、日本に留まることができるよう「特例措置」を実施している。しかし、「自己都合退職」とさせられた実習生は、この「特例措置」を受けられず、

異国で放置されるというひどい状況だ。

外国人実習生は、日本語を来日前後の研修中に 短期間学んだだけで会話や読み書き能力が十分と は言えず、また日本の法律や制度についての情報 をなかなか入手できないという大きなハンディキ ャップをかかえている。だからこそ、コロナ禍で 社会状況や就労環境が激変し不安をかかえる実習 生に、受け入れ側の国も監理団体も企業も親身に なって対応しなければならないはずだ。

業務量が減った企業は、日本人従業員と同じく 実習生に対しても休業手当を支給し、国の「雇用 調整助成金」の給付申請をするなど、雇用を維持 するための努力を果たして十分行っているのか? 監理団体は、解雇を防ぐために企業側とどれほど 協議しているのか?「経営上解雇やむなし」と判 断された実習生にどれほど寄り添い、雇用保険の 失業給付手続きのサポートや代替宿舎の提供、再 就職の斡旋、帰国希望者への便宜等に尽力してい るのか?

法務省の担当者は、「今回の『特例措置』は、新型コロナウイルスの影響で仕事が失われた場合に限って適用するものだ」と説明している。しかし、企業側の都合によって研修半ばで解雇された者が他業種に転職しても1年しか残れないというのは、「技術習得」という技能実習制度の趣旨からもおかしな対応ではないか。むしろ、「失業した実習生を農業や介護など人手が足りない職場の当座の穴埋めに使う」という「特例措置」の意図が透けてみえる。そもそも最長5年滞在できるはずが、途中で帰国させられたら、期待していた収入が得られず、来日時の借金も残ったままで返す当てがなくなってしまう。技能実習制度で日本へ行ったのは何だったのか――ということになる。

#### 帰国したいが、ままならない――― ベトナム政府の対応は?

出入国在留管理庁の調査によると、2月5日現在、37,900人もの在留ベトナム人が帰国を希望していながら果たせない状態だとのこと。驚きの数字だ。

日越間は昨年3月下旬以来、定期航空便が休止 しており、ベトナム政府は、週に数便、限定的に 日本人と自国民の入国を認めている。厳しい条件 付きで、日本からの便は日系航空会社が日本人ビ ジネス客等の搭乗を受け入れ、ベトナム人は駐日 ベトナム大使館に帰国希望の申請を出して、政府 が用意するチャーター便でのみ帰国可能。「便数が 限られているのに帰国希望者が多く、なかなか順 番が回ってこなくて、大変だ」と知り合いのベト ナム人に聞いていたが――。「チャーター機の便 数が限られている」というのは、まさにベトナム 政府が入国者数を抑える意図で行っている施策で あり、各国にある自国の大使館宛に「感染ウイル スの流入を防ぐため、各々の在留ベトナム人の帰 国を制限するよう対応を求める」との指示文書を 送っていたこともわかった。

帰国困難者の多くは技能実習や留学の期限を終えた人たち、またコロナ失業した人たちで、日本政府は「特例措置」により在留資格の変更や期限延長を行って、彼らの支援を行っている。在留期限の延長は、日本での就業を希望する留学生や暫定的に「特定技能」の職場で働いて、少しでも多くお金を稼いでから帰国したいと考える技能実習生にはありがたい施策かもしれない。だが、技能実習で苦汁をなめ、心身ともに疲弊して、国の家族の元に一刻も早く帰りたいと切望する者たち、働き口が見つからずに困窮する者たちは、帰国がままならない状況でさらに追い詰められている。

私は本誌1月号で、日本政府のコロナ対策のま

**\*** 

ずさ、水際対策の甘さを批判し、「それに引きかえ、ベトナム政府は"国民の命"を最優先に、徹底したコロナ封じ込め対策を講じて、感染者数、死者数の抑え込みに成功。政府の対策を国民も支持している」と書いた。しかし、"感染ウイルスの流入阻止"という国是(全体の利益)のために、ベトナム政府が、国外にいる自国民の帰国を厳しく制限していることをどう評価したらいいのだろうか。一方、日本政府は"邦人保護"の観点から、新型コロナウイルスの変異種が見つかったイギリス、南ア、ブラジルを含む世界各国からの帰国希望者の入国を受け入れているのだ。

国策として技能実習生を受け入れている日本と、 国策として海外出稼ぎを推進し、実習生を送り出 しているベトナム。コロナ禍の日本で失業して居 場所をなくし、母国への帰国も許されない状況が 続いて苦境に立つ彼らは、二つの国から"見捨て られた"ようなものではないか———。

## 菅政権が 11 カ国の"ビジネス往来" 継続にこだわった訳は?

日本政府は、新型コロナウイルスの海外からの 流入を食い止めるため、昨年2月に武漢のある中 国・湖北省滞在者の入国を拒否したのを皮切りに、 4月には世界全域に対象を拡大して入国制限措置 を行ってきた。

しかし、1回目の「緊急事態宣言」が、5月25日に全面解除されたのち、6月からは「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」として、「ビジネス枠」を設けて、例外的に入国制限を緩和する措置を実施。菅政権の発足間もない10月1日からは防疫措置を確約できる受け入れ企業・団体があることなどを条件に、すべての国・地域からの入国を認めてきた。

さらに、個別に2国間ビジネス往来再開を行い、

シンガポール、韓国、ベトナム、中国に対しては、 7日以内の短期出張者について条件付きで自主隔 離期間中の行動制限を緩和するとしてきた。

ところが、冬季に入って日本全国の感染急増と イギリス等に由来する新型コロナウイルス変異種 の感染者が空港検疫で確認されたことを受け、一 連の入国緩和措置を年末の12月28日に原則停止し た。

その一方で、政府は中国、韓国、ベトナムをは じめとする東アジア11カ国・地域に対し「感染状 況が比較的落ち着いている」との評価を理由に、 "ビジネス関係者"の入国受け入れを例外的に継 続しようとした。1月8日に関東4都県で「緊急 事態宣言」が再発令され、変異ウイルスの流入が 強く懸念される状況にあってなお、これらの国・ 地域からの入国を止めない政府の対応に、各方面、 そして与党内からも批判の声が噴出した。政府は これらの国・地域からの入国者に対して入国時の 検査に加え、出国前72時間以内のPCR検査によ る陰性証明書提出等の防疫対策強化を行うととも に、「もし変異ウイルスの市中感染が一例でも認め られたら、当該国には即入国停止措置をとる」と 表明してかわそうとした。しかし、批判が高まっ て抗しきれず、1月13日になってようやく「入国 緩和の全面停止」を発表した。

そもそも国内の事業者には時短や従業員の出勤 抑制・テレワークの推進を要請しておきながら、 海外からの"ビジネス関係者"の入国を止めない というのはなぜなのか?

その疑問に答える興味深いデータがある。出入 国在留管理庁の集計によると、一連の入国緩和措 置によって2020年11月1日から21年1月3日まで の2カ月に入国した外国人の総数は9万7,716人。 国別では、中国が3万1,835人、ベトナムが2万 9,549人、インドネシアが6,783人を数え、外国人 入国者全体の69.76%を占めた(韓国からは3,421 人で、全体のわずか3.50%だった)。

上位3カ国の入国者を在留資格別に見ると、「留学」が41.11%、「技能実習」が40.84%で、計81.95%。 圧倒的な比率である(他は、在留外国人の配偶者や子ども向けの「家族滞在」が5.00%、専門性のある職種に従事する人向けの「技術・人文知識・国際業務」が4.71%、単純労働者受け入れ拡大のために2019年4月に新設された「特定技能」が2.86%、短期出張者が対象の「短期滞在」が1.44%であった)。

先に示した緩和政策による入国者 9 万7,716人 の在留資格別内訳をみても、「留学」(35.5%)と 「技能実習」(34.3%)を合わせて70%近くとなる。

入国制限で長期にわたって足止めをくっていた 留学生と技能実習生が、中国、ベトナム、インドネシアを中心に、"ビジネス目的"の特別枠によっ て入国を再開していたことが上記の集計結果から わかった。しかしながら、「ビジネス目的での来日」 という言葉で当初私がイメージしたのは、国際的 なビジネス関係者の出張や赴任というようなもの であった。留学生や技能実習生がその対象者とい うのは、どうも解せないのだ。

日本語学校などで学ぶ途上国からの留学生のほとんどが、学業の傍ら週28時間の制約のもと、コンビニや飲食店、工場などで、また、清掃や配達、配送など多岐にわたる現場で、学費や生活費を稼ぐためアルバイトをしている。これらの仕事は人手不足であり、それを補う人材として今や留学生は不可欠の存在である。飲食店はコロナ禍で客足が減ったり営業自粛を余儀なくされており、アルバイトを雇うどころではない状況だが、感染が収まったらまたアルバイトの求人を出すというように、経営側にとっては雇用調整のしやすい「労働力」である。その意味では、留学生は技能実習生と同じく、日本社会の経済活動を下支えする「ビジネス関係者」と言えなくもない?

日本政府は外国人労働者の受け入れについては 「高度な専門知識を持つ人材に限る」として、「単 純労働者は受け入れない」という基本方針を表向 き貫いてきた。そして、「国際貢献」の大義を掲げ て、途上国への「技術移転」を名目に技能実習制 度を実施。しかし実際は、人件費が安い途上国か ら安上がりの単純労働者を期限付きで雇い入れ、 人手不足が深刻な産業に人員補充を行う制度とし て機能している。ゆえに、「研修生」「実習生」と 呼ぶ彼らを日本の労働法制の適用対象としながら、 就業先で不都合が生じても、あくまで「実習」だ からと転職の自由を与えず、「嫌なら国に帰れ」と 言わんばかりの不利な立場に置いて、「労働者」と 認めてこなかった。これは、日本に根強くある「外 国人労働者拒否」「移民社会への移行を警戒」する 論調に配慮しての対応だろうと考えられる。

菅政権が入国拒否の例外として、11カ国(インドネシアは感染が拡大したので、その中には含まれていない)の"ビジネス往来"の継続にギリギリまでこだわったのは、産業界の要請を受け、ベトナムなどからの技能実習生の入国をなんとしても止めたくなかったからではないか(「GoToトラベル」キャンペーン同様、経済に配慮する対応を優先させた)。その際、「技能実習生」や「留学生」などに言明せず、大くくりで「ビジネス往来」だの彼らを含む中長期滞在者の枠を「レジデンス・トラック」だのと称したのは、ことの本質をぼかして"寝た子を起こしたくない"という思惑からではないかと私は推察している。

外国人の助けなしではもはや成り立たなくなっている日本社会。外国人技能実習生を頼みの綱にしていたものの、1月13日に再び「ビジネス往来全面停止」となり、来日の目途が立たなくて困惑している事業主は少なくないだろう。

一方、コロナ禍で経済が打撃を受け、日本人の 雇用情勢は日々厳しさを増している。職場と同時

**\*** 

に住まいも失い、困窮する人たちのニュースが年 末年始に多く報道された。

緊急対応として、日本人の"職を失って働き場を求めている"人たちと、これまで技能実習生を受け入れてきた"働き手を求めている"職場とをマッチングさせるというようなことはできないのだろうか?

もうすでにそのような取り組みの事例はある? それはよかった!だが、「途上国の技能実習生だか」 ら安い賃金で働かすことができるけれど、日本人 を雇うのは無理。こんな安い賃金で働いてくれる 人なんていない。そもそも日本人が敬遠する大変 な仕事だから、途上国の労働力に頼っているのだ」 ということだったら、その差別的な意識と正規労 働者→非正規労働者→外国人労働者という待遇の 格差構造こそが、技能実習制度の根源的な問題と 言えるだろう。彼らは安い賃金で雇う側に都合よ く働かされる「労働力」ではなく、意思も感情も ある「労働者」なのだ。雇い主が上から目線で実 習生に接して、賃金を低く抑え人権無視の不当な 対応をする限り、失踪者はこの先も後を絶たない し、"技能実習制度は奴隷労働の温床"などという 世界的悪評を払拭できないだろう。

### 法制度改革と市民の意識変革で 実習生を「労働者」の仲間に

コロナ禍であぶり出された制度の歪みは、「特定 技能」の在留資格を付与すれば解消されるもので ないのは自明だ。せっかく来日して社会経済活動 の維持・発展に貢献してくれる彼らを「実習生」 ではなく、正当な「労働者」として位置づけて抜 本的に法制度を作り直す必要があるだろう。

だが、問題は法制度面や技能実習の現場に関わる当事者だけのことではないと思う。私が実習生の失踪事件やコロナ解雇問題の背景を探っていく

中で感じたのは、彼らが所属する職場でも地域で も、日本人との関わりがあまりないのではないか ということだ。

日本語習得が十分でないことから、職場では通り一遍の挨拶とか業務に関わる簡単な会話しかせず、雇用側では、それで十分コミュニケーションがとれていると思っている("労働力"としかみていないから、仕事上必要な最低限の意思疎通しか求めない)。しかし、実習生の方は異国の地でビジネス慣行や社会環境の違いに戸惑ったり、自分たちに対する処遇への疑問や不満(例えば、自分が受け取る手取り賃金が、期待していた額よりもはるかに少なくて、計算が違っているとか、搾取されているのではないかと)を感じても、言葉の壁があって日本人の上司や同僚に伝えることがむずかしく、また、雇用する側とされる側という、圧倒的な力関係の差もあって、言い出せずにストレスをためているかもしれない。

手取り賃金が実習生の思っていた額と乖離があるのは、残業手当が正しく加算されていないとか、不当な引き去りが行われている場合もむろんあるだろう。だが、労働者の月々の給料から税金や各種社会保険料が天引きされているからでもある。それらの負担額は高額だ(最長5年しか日本で働けない技能実習生から年金保険料を徴収するのはいかがかと思う。実習を終えて帰国後、申請すれば「脱退一時金」が支払われるとのことだが、払った分を全額返却してもらえるわけではなかろう)。一方で外国人でも3割負担で病院にかかれるとか、先述したように、コロナ解雇のような場合に失業手当が受けられるというような制度加入のメリットもある。

この"負担と給付"について、正しく実習生側に伝わっていないのではないか――。受け入れ 企業側は、「雇用条件を定めた契約書に書いてある **\*** 

から」「事前の研修で説明を受けているはずだから」「技能実習の開始前に説明したから」わかっているだろうだと思い込みがちだ。だが、簡略な説明だけで外国人が理解するのは容易ではないだろう。だから、期待通りの金額が受け取れず、わずかしか国に送金できなくて、この先の実習生活に希望が持てないと感じたら――。少しでも収入の多い仕事を求めて、後先考えず実習先から逃げ出す者も出てくるかもしれない。

そんな実習生たちが頼りにするのは、SNS等を介しての同胞からの母国語による情報、そして困窮した際は、同胞のコミュニティによる様々な支援である。海外に出た場合、心細さや不安を共有し、孤独感を埋め、困難への対処に気兼ねなく助けを求められるのは、やはり同胞だというのはよく理解できる(埼玉県本庄市に「大恩寺」というベトナム人の尼僧が住職を務めるお寺があり、行き場を失ったベトナム人の技能実習生や留学生の駆け込み寺となっているそうだ)。だが、ここは日本である。同胞同士の共助には限界もあるだろう。

もし各地の自治体や住民たちが、ボランティアによる日本語教室や様々なイベントに実習生を誘って、地域の中で交流が生まれていたら(私自身もベトナムへ行く前に5年ほど、地元の国際交流協会主催の日本語教室にボランティア・スタッフとして参加した経験がある)、受け入れ企業が業務

外で実習生のサポートをする負担も軽くなるだろうし、実習生にとっても、地域のいろいろな人たちと知り合うことで、職場のみの狭い閉鎖的な人間関係から脱することができるだろう。そして、自治体やボランティア団体などが悩み相談に応じる(可能なら通訳をつける)ことで、彼らの置かれた状況を日本人の第三者が理解して、実習生に具体的な助言や支援をすることができる。問題が深刻だと判断した場合は、弁護士や地域の労働団体などにつないで、雇用主側と話してもらい、解決策を求めることも可能だろう。

逆に、地域の外国人の存在に日本人が無関心で、 技能実習生が住民として地域とつながっていない、 社会の目が注がれていないとなると、雇用主側と のトラブルで追い詰められて自殺したり、失踪し て同胞コミュニティの中に潜ってしまい、ブロー カーに誘われ、不法行為に至る者も出てくると思 う。

技能実習生を孤立させず、地域の「労働者」「生活者」仲間として温かく遇することができるのかどうか。できるのであれば、日本人の誇りであり、日本での就労を希望した彼らの来日理由のひとつでもある「便利で豊かな社会」「安全で平和な社会」は持続可能だろうし、できなければ、日本人への失望とともにせっかくの貴重な人材が他国に流れ、少子高齢化が進む日本は活力を失っていくしかないだろう。われわれの覚悟が問われている。